

別紙

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領 新旧対照表

(傍線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 衛生的取扱い等 1～13 (略)</p> <p>14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、<u>感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）</u>等を参考にすること。</p> <p>15 (略)</p> <p>第 6 (略)</p> <p>第 7 自主管理体制 1～2 (略)</p> <p><u>3 免許証等の持参・提示</u> 出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。</p>	<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 衛生的取扱い等 1～13 (略)</p> <p>14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、<u>感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）</u>等を参考にすること。</p> <p>15 (略)</p> <p>第 6 (略)</p> <p>第 7 自主管理体制 1～2 (略) (新設)</p>